

補助金制度(家庭用蓄電池&エネファーム)に関するFAQ

令和2年8月3日更新

<共通>

内容	質問	回答
補助対象	平成31年4月1日～令和2年3月31日に契約・設置した対象機器は補助対象になりますか？	なります。必要書類が間に合わないなどの理由に令和元年度に申請ができなかった方にも補助制度をご利用いただけるよう、平成31年4月1日～令和2年3月31日契約・設置分についても補助対象としています。
申請者	マンションの管理組合や自治会館として申請できますか？	できません。「個人」が補助対象となります。
申請者	二世帯住宅で、それぞれの世帯に補助対象機器を設置した場合、世帯ごとに申請できますか？	世帯ごとに申請いただけます。
申請書類	申請書は区役所にも置いてありますか？	区役所には置いていません。神戸市ホームページからダウンロードをお願いします。ダウンロードができないへ方は印刷した書類を郵送いたします。環境都市課メールアドレス(eco_office@office.city.kobe.lg.jp)までメールにてご請求ください。 なお、申請者ご本人に代わって、事業者の方が申請手続きを代行していただくことも可能です。(対象機器の販売・施工を行っている事業者の方へ一度ご確認ください)
補助対象	家庭用以外の補助金(蓄電池、エネファーム)はありませんか？	エネファームについては家庭用のみ補助を実施しています。蓄電池については、福祉避難所に指定されている民間福祉施設への導入補助を実施しています。詳細は下記URLをご参照ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/shise/kekaku/kankyokyoku/h30fukushiene.html
補助対象	別邸や別宅なども補助対象になりますか？	居住を目的とされた建物であれば対象となります。(ただし、建物登記簿の建物種類に「居宅」等の記載が必要になります)
記載内容	印鑑は認印でも問題ありませんか？	請求書の印鑑と同じであれば問題ありません。
記載内容	連絡先は携帯電話でも問題ありませんか？	問題ありません。
記載内容	緊急連絡先は携帯電話でなくても構いませんか？	「連絡先」欄に記載の番号が繋がらないときに、おかけしてよい番号であれば、ご自宅の固定電話などでも問題ありません。ご本人以外の携帯電話などはお避け下さい。
記載内容	新築の家で、引渡し後に補助対象機器を設置する場合は新築・既築のどちらにチェックをすればよいでしょうか？	新築を選択していただければ結構です。
記載内容	ゆうちょ銀行のコードがわかりません。	銀行コードは「9900」。支店コードは、支店名の数字3桁となります。(例:438支店の場合は「438」)
記載内容	捨印は必要ですか？	記載内容に不備があった場合に、速やかに修正を行えるよう押印をお願いします。(捨印がない場合も受付は可能ですが、記載ミス等が見つかった場合は、申請書類を返送させていただきます、訂正印を押印していただくこととなります。) なお、捨印は、申請者名の横に押印したものと同一印鑑である必要があります。
記載内容	申請書及びこうべCO2バンクの入会申込書に「メールアドレス」とありますが、メールアドレスがない場合どうすればよいですか？	メールアドレスをお持ちでない場合、記入は不要です。
提出方法	請求書は申請書と同時に郵送してよいのでしょうか？	申請の際、申請書とあわせて請求書も送付してください。 なお、申請書と請求書の押印はどちらも同じ印鑑で統一していただく必要があります。
補助金交付	補助金の振込はいつ頃でしょうか？	通常、申請の受付後、約2ヶ月で交付決定通知書を申請者ご本人宛に送付させていただき、その後2週間程度でお振込みとなります。通知書の送付からお振込みまでの期間は前後する場合があります。また、代行申請の場合も、通知書は申請者ご本人に直接送付いたします。 なお、申請書類の到着や審査状況に関する個別のお問い合わせにはお答えできません。
手続代行	手続き代行者は神戸市内にある事業者でないといけませんか？	神戸市外の事業者でもかまいません。手続き代行者の所在地は問いません。
申請状況	現在の受付件数はどのくらいですか？	申請受付状況を神戸市HP「エコホーム」ページにて更新しています。

<家庭用蓄電池(予定)>

内容	質問	回答
補助対象	住宅用太陽光発電システムの「既設」「新設」はどのように区別されますか？	住宅用太陽光発電システムの契約日が蓄電システムの契約日より前であれば「既設」、契約日が同一であれば「新設」とみなします。

補助対象	平成31年3月に対象機器の購入を契約し、平成31年4月に自宅への設置工事を行った場合、補助対象になりますか？	対象機器の工事請負契約日(対象機器が予め設置された住宅の場合はその住宅の売買契約日)が平成31年4月1日以降のものが補助対象のため、購入と設置工事を併せた契約を平成31年3月に行った場合は、補助対象にはなりません。
補助対象	国や兵庫県が実施する蓄電システム設置補助を受けていても申請できますか？	申請可能です。
補助対象	国の補助を受けている必要はありますか？	必要ありません。(エネファームについては、国の補助を受けている必要があります)
申請書類	「住民票の写し」について、記載が必要な事項は何ですか？	申請者の方の氏名・住所(本籍・続柄は不要、世帯の一部で可)の記載があり、マイナンバー(個人番号)の記載が無いものを提出してください。
申請書類	「住民票の写し」はコピーでも大丈夫ですか？	問題ありません。
申請書類	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍抄本の提出は必要ですか？	必要ありません。
申請書類	「設置金額証明書」は誰が作成するのでしょうか？	設置金額証明書は、補助対象機器を販売・設置した事業者(システム販売会社や施工業者、住宅販売会社等)に作成していただく必要があります。 証明書には、上記事業者による押印(社印)が必要です。(必ずしも代表者印である必要はありません) おおむね3ヶ月以内に取得したものでお願いします。
申請書類	「住民票の写し」「戸籍謄本」はいつ取得したものでよいですか？	
申請書類	様式第1添付書類4(ア)「太陽光の設置場所が確認できる書類」は電力受給確認書でもよいですか？	電力受給確認書で問題ありません。その他、電力会社が発行する検針票や、売電の契約内容を確認できるウェブページの写しなど、太陽光発電システムが設置されている住所の記載があるものであれば、問題ありません。
申請書類	住宅用太陽光発電システム設置請負工事契約書は、業者側の控えでもよいですか？	原則お客様控えを提出いただくことになっていますが、提出が不可能な場合は業者側控えでもかまいません。
申請書類	蓄電池本体の定格容量の記載が無い場合は、どうしたらよいですか？	「蓄電容量」の記載があれば、蓄電容量を記入ください。
申請書類	こうべCO2バンクの入会申込書の添付資料の電力受給契約書の写しが手元にまだ無い場合は、後日の提出でもよいですか？	後日送付でかまいません。その場合、付箋などでその旨を記載ください。ただし、申請期限までに必ずご提出ください。
記載内容	過去に神戸市住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付を受けているが、登録番号がわかりません。	不明な場合は空欄でもかまいませんが、その場合は、様式第1添付書類4(ア)と(イ)の省略はできません。
提出方法	対象機器を設置する前に申請を受け付けてもらうことができますか？	事前の受付は行っていませんので、対象機器を設置後、必要書類が揃い次第申請ください。

<家庭用燃料電池(エネファーム)>

内容	質問	回答
補助対象	国の補助を受けていないと申請できないのですか？	戸建住宅・集合住宅とも、国の補助との協調補助という形をとっているため、国の補助を受けている必要があります。
補助対象	集合住宅の申請について、『居住区域に対する環境配慮を図るために対象システム専用の設置スペース』とありますが、設置スペースの仕様について指定はありますか？	具体的な指定はありませんが、例えば、 ・頑丈な壁などで囲うこと ・基礎をしっかりとすること ・配管等の防護をすること などにより、近隣居住区域に対する環境配慮が図られているスペースを想定しています。
補助対象	当該集合住宅が『居住区域に対する環境配慮を図るために対象システム専用の設置スペース』であることをどのように示せばよいのですか？	基本的にはご提出いただいたシステム全景写真をもとに判断いたしますが、場合によっては図面などをご提出いただいたり、現地調査を実施させていただくこともあり得ます。
補助対象	業者が国の補助を受けてエネファームを設置し、個人とリース契約を締結する場合、契約する個人は神戸市の補助対象者になりますか？	補助対象者は「市内の自ら居住する住宅に燃料電池システムを設置する個人のうち、国のエネファーム補助を受け、戸建住宅または集合住宅に平成31年4月1日以降に対象システムを設置した者」ですので、リース契約の場合は対象外になります。
申請書類	(一社)燃料電池普及促進協会から発行される、「額の確定通知書」と「所得財産等管理台帳」が無いのですが、申請できないのですか？	「額の確定通知書」および「所得財産等管理台帳」は、申請者の方が(一社)燃料電池普及促進協会に補助事業完了報告書を提出された後に交付されるものです。交付をお待ち頂き、お手元に届きましたら、申請書類一式とともに写しをご提出ください。また、「額の確定通知書」は「交付決定通知書」とは異なりますので、ご注意ください。